

Re: 会計監査（会社法と金融商品取引法）と監査役（論点整理 1）議論の状況（一読段階）

平成 20 年 8 月 27 日の有識者懇談会における主な議論は次のとおり。

- 1 実務上、内部統制報告書・内部統制監査報告書を株主総会までに間に合うように作成することは可能か？
 - ・ 間に合わない可能性がある事情としてはどういった事項があるか
 - ・ 適用初年度と二年目以降との対応の差異について
- 2 「重要な欠陥」についての①事業報告及び②監査報告への記載
 - ・ 記載すべきかどうかについて
 - ・ 記載のあり方について
 - ・ 「ひな型対応」での充分性について
 - ・ 5 月中旬段階での判明と「重要事実」との関係について

以上